平成２４年（フ）第６７２号
広島市安佐南区高取北４丁目19番11号、住民票上の住所広島市安佐南区高取南３丁目12番８号
破産者　角川　憲司
1　破産債権の届出期間　平成25年３月25日まで
2　一般調査期日　平成25年５月８日午前11時
平成25年２月22日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１５１号
広島県呉市安浦町三津口２丁目14番５号、開始決定時の住所広島県東広島市黒瀬町楢原784番地316
破産者　谷好　武俊
1　破産債権の届出期間　平成25年３月27日まで
2　一般調査期日　平成25年５月24日午前11時
平成25年２月25日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４９０１号
大阪府門真市大橋町21番３号
破産者　ウツノミヤ株式会社（旧商号有限会社宇都宮運送）
1　破産債権の届出期間　平成25年３月29日まで
2　一般調査期日　平成25年５月20日午後３時30分
平成25年２月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９０２号
大阪府門真市石原町１番７号　レジデンスMM105号、前住所大阪府門真市大橋町19番21号
破産者　宇都宮一美
1　破産債権の届出期間　平成25年３月29日まで
2　一般調査期日　平成25年５月20日午後３時30分
平成25年２月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７４９号
福岡県春日市春日２丁目88番地１
破産者　信國征八郎
1　破産債権の届出期間　平成25年４月５日まで
2　一般調査期日　平成25年５月17日午前10時30分
平成25年２月21日
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の特別調査期日

平成２３年（フ）第８４号
大分市大手町３丁目５番５号
破産者　西日本電工株式会社
特別調査期日　平成25年３月19日午前11時30分
平成25年２月25日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

平成２４年（フ）第１１７２号
福岡県筑紫野市塔原東５丁目10番23号　グレース塔原C101号
破産者　KAWAZOE　TERESITA　EVASCO（川添テレシータ）
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２９７号
福岡市東区筥松２丁目21番18―902号
破産者　岩本　久美（旧姓柳取）
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２００９号
東京都台東区台東４丁目18番７号
清算株式会社　株式会社アージュ
代表清算人　杉山　淳哉
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第１号
富山市西大泉15番８号
清算株式会社　株式会社ジャクリン
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
富山地方裁判所民事部

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第２０８８号
東京都港区新橋２丁目３番７号
清算株式会社　株式会社ＳＵＮＰＬＵＳ
代表清算人　宇都宮秀人
同　大方　良雄
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙１記載の各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、清算株式会社の資産から、必要な費用を控除した残額を弁済原資とし、本件協定債権者の各協定債権額に応じて按分した額を、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に弁済する。
2　協定債権がドル建てである場合には、１ドルを84.03円として円換算を行うものとし、清算株式会社は、円換算後の金額について、円建てで支払いを行うものとする。なお、円換算の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
3　本件協定債権者は、前２項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、本件協定債権者の各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務の免除をする。
4　本協定における弁済は、本件協定債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。なお、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
5　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな資産が発見されたときは、清算株式会社は、本件協定債権者に対し、当該資産から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額の残高の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件協定債権者が第３項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙１省略）
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２５年（再）第１号
さいたま市西区指扇4350番地１
再生債務者　医療法人社団金石会
主文　本件につき、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、再生債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成25年２月21日
さいたま地方裁判所第３民事部

保全管理命令

平成２５年（再）第１号
さいたま市西区指扇4350番地１
再生債務者　医療法人社団金石会
主文
1　保全管理による管理を命ずる。
2　保全管理人　さいたま市大宮区下町１―50まつかめビル４階　弁護士法人グリーンリーフ法律事務所（大宮本部）　弁護士　堀口　泰之
3　保全管理人はその職務の遂行状況並びにその管理する財産の状況及び収支の状況について、当裁判所の求めに応じ、随時報告しなければならない。
4　保全管理人が、下記の行為をするには、当裁判所の許可を得なければならない。
記
平成25年２月20日までの原因に基づいて生じた債務（次のものを除く）の弁済及び担保の提供
⑴　租税その他国税徴収法の例により徴収される債務
⑵　再生債務者とその従業員との雇用関係により生じた債務
⑶　再生債務者の事務所、事業所の賃料、水道光熱費、通信に係る債務
⑷　再生債務者の事務所、事業所の備品及び車両等のリース料
⑸　同日の債務総額が10万円以下の債務
平成25年２月21日
さいたま地方裁判所第３民事部

監 督 命 令

平成２５年（再）第２号
名古屋市東区白壁１丁目50番地
再生債務者　社団法人愛知県農林公社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　名古屋市中区丸の内３丁目19番１号　ライオンビル６階　愛知さくら法律事務所　弁護士　山田　　敏
平成25年２月21日
名古屋地方裁判所民事第２部